

保育所運営費等の精算戻入金等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告

1 経過

- (1) ㈱エキスパートシステムが運営していた認可保育所（ゆめみらい保育園、馬車道保育園）が運営困難となり、ゆめみらい保育園については平成 21 年 10 月 1 日、馬車道保育園については平成 21 年 12 月 1 日に㈱日本保育サービスに運営を引き継ぎました。
- (2) 廃止により、本市としては㈱エキスパートシステムに対し、両保育所の平成 21 年度分の運営費として概算で前払いした金額について、運営実績に応じた残額の返還を求め、平成 21 年 10 月以降、督促を行ってきましたが、未だに精算戻入金の支払いに応じないことから、法的な手続きとして、平成 22 年 5 月 31 日付で横浜簡易裁判所に「支払督促」の申立てを行いました。
- (3) 「支払督促」手続きを進める中で、㈱エキスパートシステムから督促異議の申立てが行われたことで、本件については民事訴訟法第 395 条に基づき本訴に移行することとなりました。
- 本訴への移行については、市会の議決が必要となりますが、裁判所からの「補正命令」により平成 22 年 7 月 8 日までに手続きをとる必要があり、市会閉会中で、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第 179 条第 1 項に基づき市長専決処分を行いました。

2 請求額

保育所運営費等の精算戻入金 13,925,598 円 及び支払時までの遅延損害金並びに訴訟費用

<内訳>

- (1) ゆめみらい保育園分
1,509,753 円
- (2) 馬車道保育園分
12,415,845 円

3 今後の対応

本市としては、横浜地方裁判所に対し、保育所運営費等の精算戻入金及び遅延損害金並びに訴訟費用の支払いを命ずる判決とともに、(株)エキスパートシステムが支払に応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めてまいります。

第 1 回公判予定 平成 22 年 9 月 21 日

(支払督促手続きの流れ)

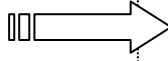
H22.5.31 「支払督促」の申立て (横浜簡易裁判所)



「支払督促」発付通知送達



異議申立期間 (2週間)



「仮執行宣言付支払督促」の申立て

「仮執行宣言付支払督促」送達



異議申立期間 (2週間)

債務名義の確定 (強制執行可能な状態となる)



強制執行の手続き

今回の流れ

H22.6.14 ㈱エキスパートシステムから
督促異議の申立て



H22.6.24 横浜地裁から本訴に移行する
ための「補正命令」送達



H22.7.8 までに補正手続きが必要
① 議決又は専決処分証明書類の提出
② 訴状に代わる準備書面の提出
③ 訴訟手数料等 (36,000 円) の納付



横浜地裁に対して、精算戻入金と支払時までの遅延損害金の支払を命じる判決及び仮執行宣言を求める。